

青森市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

制定：平成30年 7月10日

改正：令和 4年 7月11日

青森市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）を実施することとされている。

本市においては、肥沃な青森平野に位置する青森地区では稲作を中心に野菜、花き等を取り入れた複合経営が展開されているほか、津軽平野の東端に位置する浪岡地区では、りんごを中心とした果樹や水稻などの生産活動が展開されている。

また、全国的に共通する輸入農産物の増加や生産者価格の低迷、農業従事者の高齢化や後継者不足等の課題は、本市においても例外ではなく、本市農業の持続的発展のためには、新規就農者や企業の農業参入など、新たな担い手の育成・確保を図るとともに、農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携する体制を確立し、担当区域ごとの最適化活動を通じて、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、青森市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、令和4年6月に変更された本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に合わせて令和12年度を目標年度とし、今後の農業委員及び推進委員の任命・委嘱時等や基本構想改正時において適時に、又は関係法令等改正の際や必要に応じて検証・見直しを行う。

単年度の具体的な最適化活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局長通知）に基づくものとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

管内の農地面積については、農林水産関係市町村別統計における耕地面積と農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）により、把握した同法第32条第1項第1号に規定する現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（以下「耕作の目的に供されない農地」という。）の合計面積とし、解消目標とする遊休農地及びその面積は、耕作の目的に供されない農地に同項第2号に規定するその農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（低利用農地）を加えたものとする。

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年4月)	8, 519ha	129ha	1.51%
目 標 (令和12年度)	8, 390ha	0ha	0%

【目標設定の考え方】

- * 「管内の農地面積(A)」は、農林水産関係市町村別統計における耕地面積に、「遊休農地面積(B)」を加えた面積を記載。
- * 目標最終年については、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」推進要領（平成28年4月1日施行 全国農業会議所）の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、ゼロを目標としている。
- * 目標年度までの単年度の目標面積は、別に定める。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員は、利用状況調査の実施と農地法第32条第1項に規定する農地の所有者等に対し行う農地の農業上の利用の意向についての調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

調査については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）及び「青森市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領」に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロール（利用状況調査）で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受けて、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査において再生利用が困難な農地に区分された農地については、状況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年4月)	8, 390 h a	4, 194.6 h a	50.0%
目 標 (令和12年度)	8, 390 h a	7, 551 h a	90.0%

【目標設定の考え方】

- * 「管内の農地面積(A)」は、農林水産関係市町村別統計における耕地面積を記載。
- * 「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に基づき、青森県が定める「青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」で掲げる令和12年度における集積率90%を本指針の目標とする。
- * 目標年度までの単年度の目標面積は、別に定める。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、
(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地
(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等
について、農地中間管理事業の活用を促進する。

なお、農地中間管理事業の促進に当たっては、各地域で開催する会合等を通して事業のPRを図り、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを進める。

② 「人・農地プラン」への積極的な参画について

区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る「人・農地プラン」へ、必要な情報を提供するとともに、農業委員及び推進委員の立場で積極的に参画し、認定農業者等地域の中心となる経営体への位置付けやそれぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成・見直しに協力する。

③ 農地の基盤整備に向けた取組と利用調整等について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、基盤整備に向けた合意形成への支援をするほか、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手への意向を踏まえた農地の集約化のため利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、法令等に基づいた探索等を経て行われる農地中間管理機構への利用権設定の活用など、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状 (令和3年度)	7 経営体
目 標 (令和12年度)	8 経営体

【目標設定の考え方】

新規参入の促進については、これまでの実績を踏まえて、本市の基本構想における新規就農者数の令和12年度目標も勘案し、年間8経営体を目標と定め、経営感覚の優れた地域農業の担い手を将来にわたって安定的かつ計画的に確保していくこととする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

市、農協、県農業会議、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入意向のある参入希望者を把握して、就農相談の段階から、就農経営定着の段階まで総合的かつきめ細やかな支援をし、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、地域における相談相手となり経営面等のサポートを行う。